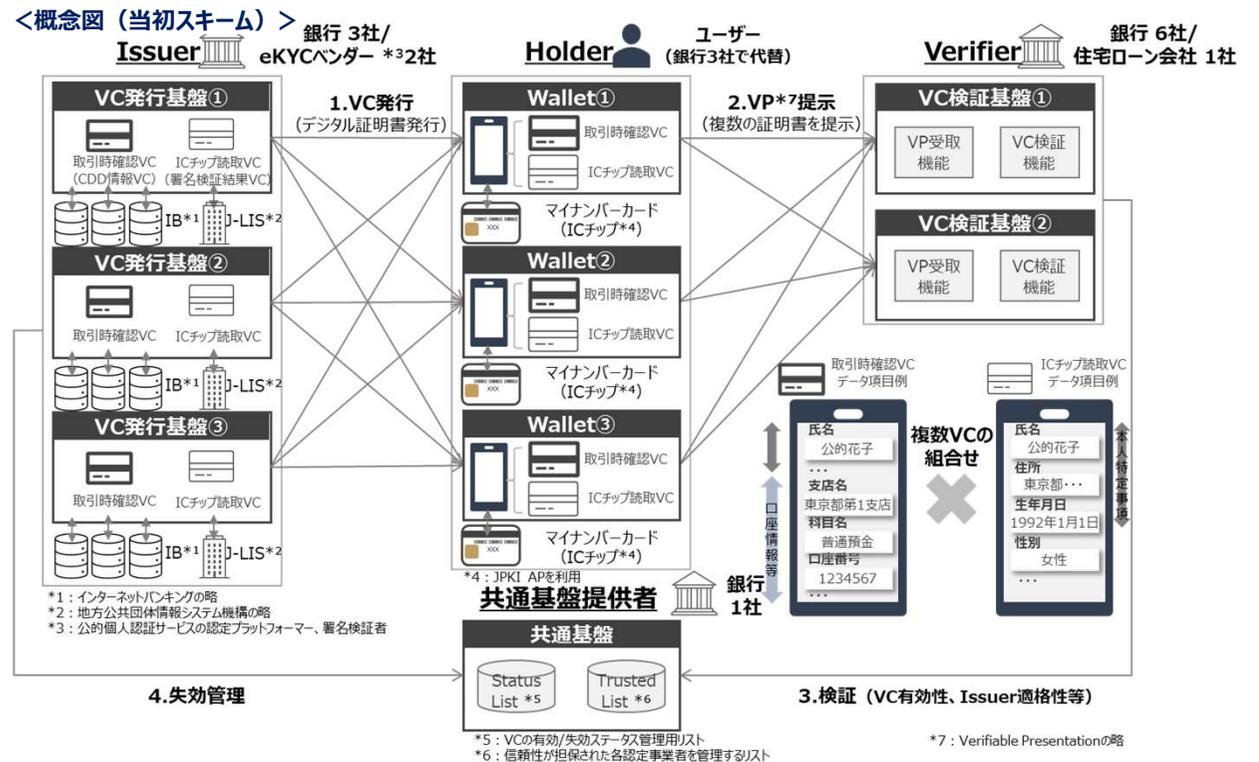


【FinTech実証実験ハブ⑨】Verifiable Credentialsを用いた本人確認に関する実証実験

- 本実証実験では、金融機関による本人確認におけるVerifiable Credentials (VC : デジタル署名により真正性確保・改ざん防止等を実現できる機械可読かつ汎用的なデータ形式) の利用可能性を検証。
- eKYCベンダーがマイナンバーカードのICチップを読み取り発行する本人確認結果に係るVCと、銀行が発行する顧客管理 (CDD) 結果に係るVCを、他の銀行等に提示するスキーム (当初スキーム) と、eKYCベンダーが電子署名法上の認定を受け、X.509証明書 (インターネットにおける標準的な公開鍵証明書) をVC形式で受け渡すスキーム (最終スキーム) を検討。
- 参加企業は、三菱UFJ信託銀行株式会社ほか34社。

実験概要

- 銀行I1は利用者HのCDD結果を記録したVCを発行。eKYCベンダーI2はHの本人確認を実施し、基本4情報を記録したVCを発行。Hはこれらをウォレットで受入れ。
- Hは銀行V1や住宅ローン会社V2の利用時にVCを提示。この際、スマホの署名鍵とPIN・生体認証によりバインディングを確保。
- V1・V2はStatus ListとTrusted Listを用いてVCの有効性・発行者の適格性を検証。
- 2種類のVC発行基盤、3種類のウォレット、2種類のVC検証基盤を開発・テスト。
- なお、発行者の適格性の認定基準・手続、Trusted Listの運営者に求められるガバナンス、ウォレットに求められる機能の詳細・セキュリティはスコープ外。



実験結果等

- 当初スキームにおいて、技術的には①複数の発行者・検証者が関与する場合の技術的相互運用性、②JPKIを利用する場合の本人確認実施時点の最新性、保有者の署名鍵とPIN/生体認証による意図しないなりすましリスクの低減、③ユーザー体験に問題がないことを確認。
- 犯収法上の本人確認方法のうち、「本人確認書類のICチップ情報+銀行等への顧客情報の照会」の方式については、提示時点における実在性の観点から法令の要件を満たさず (当初スキーム)、「民間事業者発行の電子証明書」による方式については、VCそのものを電子証明書とみなせるかについて慎重な検討が必要。一方、X.509証明書をVC形式で受け渡すことは直ちに否定されない (最終スキーム)。
- VCについては、今後、具体的ユースケースにおける関係者のガバナンスやリスク分担・管理のあり方、本人確認目的のものにあっては公的証明書との棲み分けにつき検討が深められることにより、金融サービスを含む社会全体のデジタル化に寄与することに期待。